

1月31日までの市民部所管の施設及び事業等について

1 文化施設等（市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペース、商工会館市民会議室）

令和4年1月7日付けの都資料「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を踏まえ、以下のとおり対応する。

- ・開館時間等については、現在の対応（開館時間は通常どおり、利用定員は練習室等の利用及び飲食を伴う利用の場合のみ定員の50%以下）を継続する。
- ・文化事業団の主催事業は、当面、定員の50%以下でのチケット販売とするとともに、体調不良の方のチケット払い戻しには引き続き応じる。共催や提携等の事業については、共催者等との協議により個別に判断する。
- ・今後、新たな国・都からの協力依頼・要請があった場合には、開館時間の変更、利用定員の変更、使用料の全額還付等を検討する。なお、吉祥寺美術館については、コピス吉祥寺の開館時間に変更がある場合、これに合わせて変更する場合がある。

2 コミュニティセンター

- ・開館時間等については、国・都の決定に応じて、コミュニティ研究連絡会との協議等を踏まえて決定する。
- ・コミュニティ協議会の主催事業については、引き続き感染症対策を徹底するものとし、実施可否や規模縮小・延期等の判断は個別に行う。